

事業事前評価表

1. 対象事業名
国名：スリランカ民主社会主義共和国 案件名：スリランカ津波被災地域復興事業 (貸付契約調印日：2005年6月9日、承諾金額：10,006百万円、 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府 The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka)
2. 本行が支援することの必要性・妥当性
<p>2004年12月26日のスマトラ沖地震により発生した津波によりスリランカでは3万人以上の人命が奪われる等甚大な被害が生じた。2005年1月に本行は、世界銀行・アジア開発銀行(ADB)と合同で「津波復興ニーズアセスメント調査」を実施。その結果、北・東部及び南部の沿岸地域を中心に約10億ドル程度の損害が生じており、今後3年間に約15～16億ドル程度の支援が必要であること、特に被災民のための住宅建設、漁民や観光業等の民間セクター、道路・上下水道・電力等のインフラに対する支援ニーズが大きいことが確認された。スリランカ政府は、日本、世銀、ADBの3大ドナーからの支援により、復興資金ニーズに優先的に対応する方針であり、特に短期のインフラ復興と被災した民間セクターへの緊急資金支援のために、通常の年次要請サイクルとは別に緊急支援の要請があったもの。</p> <p>今回の津波は、20年にわたる内戦により疲弊した北・東部と、貧困なシンハラ人が集中する南部という、まさにスリランカの貧困ベルト地帯を直撃することとなった。</p> <p>これらの地域は、津波以前からも開発が遅れていた上に、その限られたインフラが津波により壊滅的な被害を受けたことから、被災民のライフラインの確保のために、インフラの早急な復旧・復興が急務である。</p> <p>被害を受けた観光業はスリランカにとっては外貨獲得源であり、観光業の復興はマクロ経済にとっても重要である。また、被災民の大半は漁業に従事しているが、そうした漁民の生計手段の回復のために漁業セクターを中心とした小企業への支援は不可欠である。こうした中、スリランカ政府は、本年2月スリランカ中央銀行(Central Bank of Sri Lanka, CBSL)に計50億ルピーの「復興プログラム(Susahana)」を立ち上げ、仲介金融機関を経由し、譲許的な資金を津波被害にあった民間企業(対象企業の資産は1千万ルピー以下)に貸付けることとした。CBSLは既に約90億ルピーの融資依頼を受け付けている一方、「小企業(保有資産2.5万ルピー以上2千万ルピー以下)」に対する復興資金ニーズは別途計100億ルピー程度あると試算されているように、CBSLの「復興プログラム」では十分な対応ができておらず追加支援が必要となっている状況である。</p> <p>本事業は、スリランカ国内において、開発が遅れ貧困層の多い津波被災地域における経済インフラの復旧・整備や、津波により影響を受けた観光業等の民間企業への支援を行なうものであり、本行の海外経済協力業務実施方針とも整合的であることから、本行が本事業を支援する必要性・妥当性は高い。</p>

3. 事業の目的等

本事業は、小規模インフラの改修・整備、及び漁業・観光セクター等の小企業への資金の供給を行うことにより、津波被災地域におけるライフラインの確保及び漁業・観光業等への投資確保を図り、もってスリランカにおける被災住民の生活改善及び地域の経済復興に寄与するもの。

4. 事業の内容

(1) 対象地域名

津波により影響を受けた地域（北・東部、南部等の沿岸地域等）

(2) 事業概要

(a) 小規模インフラプログラム

本津波復興に資する、上水、道路（国道、州道）、灌漑、電力、郵便分野における小規模なインフラの復旧・復興プロジェクトの実施。

(b) 小企業復興プログラム

津波により被害を受けた漁業・観光等の小企業に対する、仲介金融機関を通じた譲許的条件の融資。

(3) 総事業費

12,351 百万円（うち、円借款対象額：10,006 百万円）

(4) スケジュール

2005 年 1 月～2007 年 4 月を予定（28 ヶ月）。2005 年 1 月 1 日以降に当事業に支出されていた金額は、レトロアクティブにファイナンスされる。

(5) 実施体制

借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府

実施機関：財務計画省（Ministry of Finance and Planning）

運営・維持管理体制

既に「小規模インフラ整備事業」及び「小規模インフラ整備事業(II)」用に財務計画省内に設置されている PMU(Project Management Unit) の人員を増強し PMCU (Project Management and Coordination Unit) として改組し、既往 2 案件及び本事業の監理を行う。

(6) 環境及び社会面の配慮

環境に対する影響 / 用地取得・住民移転

(a) カテゴリ分類 FI

(b) カテゴリ分類の根拠

本事業は、金融仲介者等に対し融資を行い、本行の融資承諾前にサブ・プロジェクトが特定できず、かつそのようなサブ・プロジェクトが環境への影響をもつことが想定されるため、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年 4 月制定）上、カテゴリ FI に該当する。

(c) その他

本事業では、本行の環境ガイドライン等に従い、財務計画省の PMCU が責任を持って、適切な環境社会配慮を行ったうえで、サブ・プロジェクトの選定を行う。当機

関の実施能力については、本事業に先行する「小規模インフラ整備事業」等が適切に実施されており、これまで特段の問題は生じていないことから、十分であると考えられる。

サブ・プロジェクトについては、津波被害に係る復旧及び復興を対象としており、また、用地取得及び住民移転も発生しないため、重大な負の環境影響は予見されない。
貧困削減促進

本事業の対象地域である北・東・南部は貧困度の高い地域であり、特に貧しい漁民等が津波の直接被害を受けた。本事業では、被災した貧困地域の迅速な復興を支援するとともに、被災者の生活基盤の安定を促進するものである。

社会開発促進（ジェンダーの視点等）

本事業の実施にあたっては、津波復興ニーズアセスメント調査の提言に基づき、社会的弱者のニーズ把握や配慮に留意する。

(7) その他特記事項

小規模インフラプログラムにおいては、事業の 17.5%が北部、41.3%が東部、31.5%が南部となっており、これは「津波復興ニーズアセスメント調査」で明らかになった地域毎の復興需要の比率とほぼ同じ（北部：17.2%、東部：41.1%、南部：29.1%）であり、地域バランスも取れている。

北・東部の被災地の多くは、反政府勢力タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の実効支配地域であるが、津波発生以前より中央政府と LTTE の協力関係が維持されており、ドナー支援事業において LTTE との調整では特段の問題は生じていない。

5. 成果の目標

(1) 評価指標（運用・効果指標）

指標名	基準値 (2003年)	目標値 (2009年[事業完成2年後])
累計現金回収率	92%	92%
延滞債権金額比率	5.6%	5.6%
延滞債権件数比率	3.3%	3.3%
受益対象企業数	N.A.	12,000

小規模インフラプログラムについては、評価方法や指標に関する調査を別途実施し、運用・効果指標を設定する（同値は設定後に追加公表の予定）。

(2) 経済的内部収益率(EIRR): N.A.

6. 外部要因リスク

政府及び LTTE との停戦協定が破られるなどスリランカ国内の和平プロセスが維持されない場合、LTTE 支配地域を中心に事業実施が困難となる可能性がある。

7. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

小規模インフラプログラムについては、過去の地方分散型事業に対する事後評価結果より、「広い地域にまたがった多数の小規模コンポーネントからなる事業を監理するためには、地道かつ機動的活動を続ける作業班が有効である」との教訓を得ている。かかる教訓を踏まえ、本事業では実施機関内に各事業の進捗管理を行う目的で設置された PMCU を活用することとしている。

小企業復興プログラムについては、過去のツー・ステップ・ローンに対する事後評価結果より、リボルビングファンドの状況、返済率や延滞率についての情報を、継続的に収集する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

累計現金回収率

延滞債権金額比率

延滞債権件数比率

受益対象企業数

(2) 今後の評価のタイミング

事業完成後